

平成 29 年度 事業計画

議案第 17号

平成29年度事業計画

超高齢社会を支える法律実務家として ～相続諸問題への対応～

国会では、安全保障環境や少子高齢、デフレからの脱却等の幅広い社会問題について、活発な議論が行われている。とりわけ、近年は出生率が大幅に低下し人口の減少が加速度的に進む一方で、総人口における高齢化率は着実に上昇している。少子高齢化というわが国の構造的な問題が経済成長を妨げる要因の一つだと考えられるが、政府は個人消費や設備投資の拡大など、経済再生と財政健全化に向けて国民に対し様々な需要喚起施策を実施している。

そのような状況において、超高齢社会を端緒とする相続未登記問題や空き家の問題は、我々の主要業務と直結しているがゆえに司法書士会としても大きな課題として指摘されている。昨年閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」等においては、住宅市場活性化のための空き家の活用や、都市開発等の円滑化を目的とした所有者不明問題を含めた相続登記促進のための制度の検討と実施が掲げられるなど、いずれも国の重要施策として取り上げられている。また、相続登記促進策の一つとして、今年度内に施行が予定されている「法定相続情報証明制度」は、法務局において戸籍情報に関する証明書を発行するもので、相続手続きの利便性が増すことで、今後の司法書士業務にとって相続登記や遺産承継に関する相談の需要増加が見込まれている。

超高齢社会において、我々司法書士には、相続登記を中核とし、遺産承継業務や相続財産管理人業務を含めた相続手続きの高度な総合専門職として、市民のくらしの身近な相談相手となり、その権利擁護と公正な社会の実現に向けた社会的役割を担うことが求められている。

そのため、今年度、当会としては、上記証明書が市民の相続手続きの利便性と簡略化に資するよう、相続登記ならびに遺産承継業務において司法書士の適切な受任体制の整備・促進を図るべく法務局等と連携を強化していく。そのほか、会員業務の適正化と倫理の徹底を図るべく研修や研究提言を行うと共に、「遺言相続といえば司法書士」との社会的認知得られるよう広報活動を強化するなど、会を挙げて集中的にかつ効果的に取り組みたい。

今年度の事業計画としては、相続登記およびこれに関連する事業を中心に実施し、引き続き昨年度事業計画に掲げた組織力強化のフォローアップ等も実施する。また、不祥事防止のため倫理の徹底、簡裁代理および裁判所提出書類作成業務の促進、商業登記の関与強化、ADRの推進等の業務基盤の拡充、司法書士制度の充実、発展に向けた諸事業も行う。

総務部

【総務全般】

1. 不祥事防止策の継続

昨年度は、特に苦情受理件数が大幅に減少した。これは、会員の皆様が高い倫理意識を持って業務にあたっているからであると思われる。

一昨年度に発生した複数の不祥事が会員に危機感を与え、倫理意識の高揚に影響したのであれば、凶らずも良い結果であると思う。

今年度も例年同様、主に2に記載する方策を実施することによって、苦情や綱紀事案の減少に努めたい。

また、昨年度は、過去に発生した複数の不祥事を分析し、不祥事が発生した際、混乱を最小限に抑えるための対応について検討を行った。不祥事防止に関する方策を実施するとともに、係る対応についても引き続き検討を重ねていく。

2. 苦情・綱紀関係について

昨年度と同様、以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 対内用ホームページに苦情事例の随時掲載
- (2) 研修部の協力を得て、倫理研修の充実
- (3) 研修単位未達成の会員への指導等
- (4) 新入会員への倫理研修の実施
- (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法の周知徹底
- (6) 会則第102条に基づく会員に対する指導および調査の徹底

3. 綱紀調査の全件委嘱制度について

平成26年10月から、懲戒の申立てがなされた事案について例外なく綱紀調査委員会に調査を付託する制度（全件委嘱制度）が実施されている。また、この制度では、綱紀調査に付された事案は、懲戒処分が下るまでの過程において、処分の程度等について均衡を図ること等を目的として、日司連に設置された量定意見審査会等を経由することになる。

この制度が開始されて以降、調査開始から処分の決定までに相当の時間を要するため、被調査会員をはじめとする関係者に多くの負担がかかっているなど種々の問題が浮き彫りになってきた。

改めてこの制度の問題点を整理するとともに、当会において改善し得るものについては改善を図っていきたい。

4. 業務広告調査等

- (1) 会員の業務広告の適正化のための調査および検討
- (2) 「福岡県司法書士会司法書士の業務広告に関する運用指針」について、会員の中で疑義や混乱が生じつつあることに鑑み、改めて精査し、必要に応じて改定作業を行う。

【綱紀調査委員会】

当委員会は、会員の綱紀保持に関して次の各号に掲げる職務を行う。

1. 会長から付託を受けた事項の調査
2. 会長に対する建議

3. 委員会の職務に関連する制度、規則、先例等の情報の収集および研究
4. 会則第49条第4項の規定に基づく意見の申述

【会館建設委員会】

今年度は、いよいよ新会館竣工となる。

建築工事の着工が1か月半ほど遅れたが、株式会社鴻池組の努力により10月末の引き渡し予定となっている。

本年2月以降、設計者および工事業者との定例会を月2回行っている。今後も引き続き定例会に参加し、工事状況およびこちらの要望等を検討しながら、より良い会館となるよう努める。

また、会館が竣工した際には、落成式を行う予定である。

【非司法書士問題対策委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者（以下、非司法書士 という）による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。

登記申請手続きについては、本人申請を含めた登記申請（特に商業登記）件数のうち相当数について非司法書士が関与していると推測される。このことは我々の経営基盤を揺るがし、司法書士の存在意義をも問われる大きな問題であり、司法書士制度への市民の信頼を高める上でも対策を行っていくことが求められる。

今年度も職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職の業際問題についても配慮しながら次のような方針で事業を行なう。

1. 法務局主催による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査について携わった会員のアンケートを基に効率的な調査方法について検証し提言する。

2. 委員会独自の非司調査

当委員会が独自に行なう非司調査については、インターネット等での非司行為が疑われる広告を調査するほか、当会ホームページ等を通じて会員および市民に対し情報提供や注意喚起を呼びかける。

調査や情報提供に基づいて司法書士法違反行為と疑われる行為があれば、警告や告発の提言等を行う。

3. 隣接専門職との業際に関わる司法書士自身を含めた各専門職の職域・職務権限についても議論を行う。

所管委員会

【注意勧告小理事会】

【懲戒意見検討小理事会】

【事故処理委員会】

【紛議調停委員会】

【苦情処理委員会】

経理部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

1. 平成29年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。特別会計については、とくに会館建設に関する適正な予算の実行管理を行う。
2. 平成29年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
3. 平成30年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
4. 経理部業務の改善
 - (1) 県・支部の合同交付金会議において支部交付金の協議を行い、公益法人としての適正な予算編成を行う。
 - (2) 経理処理に関する検討を行い、執行体制および事務処理の改善を推し進める。
 - (3) 当会の収入および支出に関する検討を行う。

所管委員会

【会費減免等審査委員会】

企画部

1. 業務推進

相続に関する業務推進のための企画・立案を行う。

相続遺言教室の運営管理を行い、教室開催を推進するための企画・立案を行う。また、法務局と連携して相続登記未了問題を解決するための企画・検討を行う。

2. 会員交流

会員交流のための企画・立案を行う。

今年度は、研修部と連携して、研修会等を利用した会員間交流サポート企画を実施し、研修会受講会員間での新たな交流の促進を行う。

3. 会員支援

昨年度、検討した障がい者への対応をサポートする企画を引き続き検討し、会員が様々な会務にスムーズに携われる環境を作るための企画・立案をする。

また、外国人の相談対応のための通訳・翻訳に関する会務支援についても、引き続き検討していく。

4. 司法過疎開業支援

司法過疎地での開業支援等を通じて、司法アクセス拡充を図る。

5. その他

社会情勢の変化等に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、都度企画・立案していく。

【法教育・市民法律講座推進委員会】

1. 活動目的

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等（以下、法律講座等 という）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として、以下の事業を行う。

2. 具体的活動

(1) 法律講座等のデータ分析および各種リストの整備

過去の法律講座等のデータを分析し、講師数および開催実績の少ない分野の抽出ならびに開催実績の無い団体の調査を行い、当会および支部の講座開催に役立つ情報を提供する。

また、昨年度作成した「法律講座等リスト」および「講師リスト」についての更新を行う。

(2) 既存教材を使用した授業内容の検討

紙芝居教材「解釈のちから」について、授業で使用する書面の取扱いに関するガイドラインを作成する。また、これまで開催した授業に関するデータを収集し、より学習効果が高まる授業進行の方法等を検討する。

(3) 支部事業のサポート及び講師養成

支部事業のサポートとして、支部からの要請に応じて講師や補助員の派遣を行う。

また、法律講座等の講師を養成すべく、講師養成講座を開催する。

(4) 法教育イベントの開催

昨年度開催した法教育イベントについて、反省点をふまえ内容を改善し開催する。テーマについては、主権者教育やワークルール、ソーシャルメディア等、当会での開催実績が少ない分野についても検討する。

【中小企業支援委員会】

1. 活動目的

最新の法改正や時勢に合った企業法務の研究を行い、司法書士による企業法務、登記手続きだけではない中小企業支援をPRすることで、対外的には司法書士による企業法務への関心を、会員に対しては企業法務への関与を高めることを目的とする。

2. 具体的な活動内容

(1) 対外活動

司法書士が会社・法人登記の専門家であること、簡裁訴訟代理業務や裁判所提出書類作成業務なども行い、中小企業に関する法律知識に精通した専門家であることをPRし、司法書士による企業法務への関与を積極的に広めるため、以下の活動を行う。

(ア) 各関連団体・機関との連携・関係作りを行う

① 日本政策金融公庫

福岡県内各支店を訪問し、昨年度に当会と締結した覚書をもとに具体的な連携内容を協議する。

② 福岡商工会議所

定期訪問を行い、具体的な連携内容を協議のうえ実施する。

③ 福岡市

旧大名小学校校舎に移設された福岡市の創業支援拠点を通じ、関係作りを進める。スタートアップカフェに引き続き相談員を派遣する。

④ その他関連団体

今後の活動や状況に応じて必要な団体との連携および関係作りを行う。

(イ) セミナー・学習会等の講師派遣

中小企業支援、創業支援を行う関係団体、専門職団体のセミナー等へ講師を派遣する。

(2) 会員向け活動

司法書士の商業登記申請への関与率向上にむけた取組みを行う。

商業・法人登記業務に関連するテーマについて、対内用ホームページ掲示板等を利用し『委員会だより』として継続発信する。また、対外活動によって得られた会員の企業法務推進に有用な情報を提供する。

【裁判業務推進委員会】

1. 活動目的

会員の裁判業務推進を目的として、以下の事業を行う。

2. 具体的活動

(1) 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、研究、事例検討会・研修会の企画・運営を行う。
なお、今年度は、一般民事事件（特に交通事故事件、労働事件、高齢者消費者被害対策、請求排除事件）、家事事件全般を主要テーマとして会員の取り組みを強化する活動を行う。

また書類作成業務、多重債務事件に関して、業務の推進・執務の適正化双方の視点から研修等を実施する。

(2) 裁判所との連絡・交渉

会員より定期的に意見募集を行い、適宜、簡易裁判所、地方裁判所および家庭裁判所と協議を行う。また、各研修講師依頼等の窓口となる。

(3) 少額事件報酬補助制度の実施

本制度の利用促進を図ることにより、法的支援の必要な市民の救済に繋げたい。
また、これまでの事業実績を振り返り、運用方法を改善すべき点がないか検討する。
今年度、消費者3法（消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法）の施行が予定されており、施行時期に合わせて比較的少額な消費者被害に関する相談会・研修会の企画を行う。

(4) 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討する。

(5) 関連団体とのネットワーク構築

関連団体（消費生活関連）との連携により、裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努める。

【空家等対策委員会】

1. 活動目的

根本的解決策がいまだ見出せない空き家問題について、県や市町村をはじめ他の関連団体や地域と連携して取り組み、司法書士の職能を活かした「まちづくり」「地域再生」への貢献を行う。

2. 具体的活動

(1) 相談体制の構築・強化

昨年度に整備した空き家問題相談員名簿をさらに有効に活用すべく、様々な相談に対応するだけでなく、各市町村の会議体への推薦や行政や他団体が実施するセミナーや相談会への派遣も視野にいたした相談員リストとしたい。そのために相談員に役に立つ情報提供やバックアップ体制を充実させる。

(2) 行政機関、他団体との連携強化

引き続き福岡県空家等対策連絡協議会への参加、その他県や市町村の空家等対策事業に積極的に関与することで、さらなる関係強化を図る。また、行政だけでなく法務局や福岡県土地家屋調査士会など他の専門団体と協同して取り組むことで、より

効果的な空き家対策を検討する。

(3) 組織体制

当委員会は、外部との協議や連携が多く、前例がないような事業への対応も想定される。

また、各自治体からの様々な要請等に対応できるように、県下の広範囲に委員を配置しておく必要がある。

そこで、今年度、福岡市周辺、筑豊、京築及び筑後の4地区に委員を配置して、各自治体への対応と各支部との連絡・連携体制の強化を行う。

【特別事業対策部】

1. 活動目的

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置している。業務推進、倫理、組織の見直し等、当対策部で検討すべき事項の対応にあたり、必要に応じて、関係部会・委員会への検討依頼や新たな対策室の立ち上げを行う。

2. 具体的な活動内容

(1) 相続財産管理制度推進室

相続財産管理制度を活用し所有者不明土地の解消に向けて、制度の研究ならびに行政等との連携広報活動を行う。

なお、財産管理人候補者推薦に備えて研修等も実施する。

(2) 法定相続情報証明制度推進室

今年度、運用開始の本制度の活用をスムーズに行うための研究および研修講師派遣を行うとともに、個別事件受任の促進のための企画検討や金融機関向けの本制度の周知を行う。

(3) その他

遺言相続、倫理、組織の見直し等、当対策部で検討すべき事項の対応にあたり、必要に応じて、関係部会・委員会への検討依頼や新たな対策室の立ち上げを行う。

広 報 部

今年度の広報は、昨年度に引き続き「相続といえば、司法書士」のイメージ定着をねらう。相続登記促進を図るためにいかにイメージを強固にしていくか、3本柱の戦略を立てる。

1本目は、毎年力を入れているPublic Relationである。ニュースリリース等でマスメディアに情報発信し、受け取ったマスメディアの理解のもとに広く報道してもらう双方向のコミュニケーション活動を推進する。

2本目は、テレビ・新聞・ラジオ等のマスメディアを使った有料の情報発信である。司法書士制度・司法書士業務を多くの市民に幅広く知ってもらうために、注目を集めるような効果的な広告を企画する。

3本目は、インターネットを利用した情報発信である。マスメディアで司法書士に興味を持った市民が、司法書士について調べるツールとしてインターネットがある。ホームページの利便性の向上と内容の充実を図り、司法書士の業務や取り組みを詳細に伝え、市民に身近な法律家である司法書士の浸透を図る。

県支部事業分掌により今年度以降の「司法書士総合相談センター」の広報は、県会広報部が担当することになったことで、県全域での認知度向上を図る。

今年度も福岡法務局との協働事業「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を中心に相続登記推進を図る。また、今年度予定されている法定相続情報証明制度について、内容が決定次第迅速にその担い手としての司法書士を前面に出すPRを多方面に行う。

高額のコストがかかるテレビCMを企画するにあたり、昨年度の事業である起業塾、川柳コンテストを中止して、予算を有料広告に集中させたが、それでも広報予算は、昨年度から500万円以上の増額となる予定である。司法書士は「くらしの法律家」として、市民の身近なところで仕事をし市民の生活を支えている事をアピールし、司法書士制度のイメージアップと業務の広報に力をあわせて取り組む。

1. リーフレット・チラシ・配布物などの制作

司法書士制度、総合相談センター、遺言相続、法定相続情報証明制度等の広報ツールとして、市民に気軽に手にとってもらえるように内容を工夫するとともに、配置場所を検討する。

また、作成したチラシ等を保管してサンプル集の充実を図る。

2. 総合相談センター・相談会・イベント等の広報

広報媒体としては、自治体広報誌やニュースリリース（新聞・テレビ・ラジオ等で取り上げてもらう）、ポスター・チラシ、有料新聞広告、対外用ホームページ、フェイスブックの活用等に加えて、テレビCM等で広報対象を拡大する。

3. 対外用ホームページ

アクセスしやすさ、使いやすさ、分かり易さをより追求していく。

4. マスメディアや行政、団体等との関係構築

市民生活を支える担い手としての司法書士のPRには、マスメディアや行政、団体等の司法書士制度への理解が欠かせない。

空き家対策での行政との連携や福岡法務局との協働事業「未来につなぐ相続登記推進

プロジェクト」を核に、マスメディアや行政機関と双方向で情報交換し、関係をより深めるとともに、中小企業支援としては日本政策金融公庫との業務連携などのPRも推進していく。

5. 会報「ふくおか」の年4回発行

県会や支部の活動、会員の意見、業務体験や会員の情報について読みやすさと記事の充実を図る。

研 修 部

1. 単位制研修

(1) 業務研修会

昨年度同様、年3回開催する。

今年度の重要テーマである「相続に関する実務の企画・研鑽・広報」に対応し、業務研修会の中で相続登記・相続財産管理人・空き家問題対策などに関する基礎的な研修会を行う予定である。

また、その他時機を見て必要と思われる研修を行う。

(2) 倫理研修会

司法書士の執務改善に関する事項、司法書士倫理に関する事項、司法書士制度に関する事項などをテーマにした倫理研修を行う。

(3) 年度末研修会

年度末3月頃に今後の司法書士業務に必要な知識・スキルを養う研修会を開催する。

2. 企画講座

上記年3回の業務研修会とは別に、今年度重要テーマに対応した各論的な研修会を企画講座と称し、年4回程度行う。

それらの内容は法定相続情報証明、職務上請求、不在者財産管理・相続財産管理、遺言・任意後見・死後事務委任契約、などを予定している。

3. 年次制研修

例年どおり開催する。本研修の運営は、支部に大変ご尽力いただいているところである。既に本運用となり4巡目に入っており、各会員の役割分担をしていただくなど、引き続き、参加意識向上のための企画と運営を行う。会員各位におかれては、より一層の積極的関与をお願いしたい。

4. 九州大学司法研修

今年度も昨年度同様、年2回の各1コマから2コマの日程で研修を行う予定である。うち1回は、直接業務に絡んだ法律実務スキルアップを念頭に、もう1回は、法律知識及び法的思考力養成を念頭に、それぞれテーマ選定を行う。なお、昨年度にひきつづき今年度もすべての会員を対象に無料で提供する。

また、九州大学との連携方法についても引き続き検討を行う。

5. 司法書士事務職員研修

今年度も、例年どおり開催している事務職員向け研修会を1回開催することとする。研修内容については、昨年度のアンケート結果を踏まえ、今後研修内容を決定したい。

今年度も事務職員として最低限必要となる司法書士業務の基礎的な内容や、司法書士事務職員としての倫理意識を養えるような内容の研修会を企画したい。

また、九州ブロック内の単位会、近隣の単位会にも開催案内を行う予定である。

6. 日司連中央研修会同時配信研修

今年度も日司連中央研修所が行っている同時配信研修を積極的に取り入れていきたい。

7. オンデマンド研修動画配信

昨年10月から試験運用が始まったオンデマンド研修動画配信（「Ken Tube」）であるが、今年度は会員からの意見を収集しつつ、今後継続するのか、継続するとしてどのようなシステムが良いのかということを検討し、今後につなげる1年とする。

【新人研修委員会】

1. 配属研修に関するもの

例年どおり、次の内容にて行う予定。

- ・新人に関する研修の説明会実施
- ・集合研修（開講式）
- ・配属直前研修
- ・配属研修
- ・集合研修（閉講式）

2. 登録後新人研修に関するもの

今年度は、登録後研修も3期目に突入するため、昨年度の反省点も含め、改善を図りながら、運営を行う。具体的には、3回の集合研修（集合型研修）および支部への部会・委員会への配属研修（実地型研修）を行う。

社会事業部

1. 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

当会の相談事業の中心である総合相談センターの運営について、支部と連携し事業の協働ならびに支援を行う。

(2) 司法書士の日記念相談会

8月3日の司法書士の日にならみ、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。8月5日（土）を予定し予約優先制として行う。

(3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との共催で、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。9月9日（土）を予定し、予約制として行う。

(4) 遺言相続事業の継続

今年度の重点事業である遺言相続に関する事業について、他の事業部と連携して取り組む。

(5) 貸借トラブルホットライン

毎週月曜・水曜の16時から18時まで、貸借トラブルに関する無料電話相談を開催する。

(6) 他士業との合同相談会

より充実した相談事業を行うため、また関連団体とのネットワーク構築という観点からも、他士業との合同相談会を企画したい。

(7) 総合行政相談・一日行政相談所・福岡市市民相談室

九州管区行政評価局や福岡市と連携し、各相談事業への相談員派遣を継続して行う。

(8) 法務局休日相談所

法務局主催の全国一斉休日相談所へ、相談員の派遣を行う。

2. 関連団体、関係機関との連携強化

外部の関連団体、関係機関との情報共有や連携強化によりネットワークの構築を図り、社会情勢に対応した活動ができるよう努める。

3. 相談員の育成のための研修

相談員の能力向上をはかるための研修を実施し、共有すべき情報の整理を行う。

4. 災害関連相談

平成28年熊本地震に関し、被災単位会の要請を受けて被災者支援のための相談事業を昨年度に引き続き実施する。

5. その他

司法書士として対応すべき社会問題に対し、時機に応じた相談会等の企画を検討する。

【高齢者・障がい者権利擁護委員会】

当委員会の活動は、長期的な視野をもって堅実で着実な活動を必要とするため、基本的に昨年度の事業内容を継続していくことになる。行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター（以下、支援センターという）、その他関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担いながら、当会および司法書士制度の広報と発展のために活動する。

1. 県下全域に配置した窓口委員が支援センターからの相談対応を行うと共に、情報をメーリングリストを通じて窓口委員間で共有する。また、それらの情報を分析し、支援センターのニーズに応えるため『こんなときQ&A』の改訂などを行い、窓口委員の支援を行う。
2. 支援センターおよび関係機関からの権利擁護に係る学習会・講演会の講師派遣依頼に対応する。
3. 9月に開催される高齢者・障がい者のための成年後見相談会について、地域包括支援センター等への広報を行う。また公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが相談会を開催する場合には窓口委員を派遣するなど協働する。
4. 窓口委員の活動をより正確に把握し情報共有を図るため、窓口委員の活動報告書を改訂する。

【司法福祉推進委員会】

1. 自死対策
 - (1) 自殺未遂者・念慮者への支援

警察庁の統計によれば、一昨年度の自殺者数は約2万4,000人でありピーク時から減少傾向にある。しかし、依然深刻な状況であることに変わりなく、当会でも継続して支援を行っていく必要がある。当会の行うベッドサイド法律相談事業は一定の成果を得ることができていると評価でき、今年度も継続して行う。
 - (2) 自殺総合対策大綱への対応

今年度は自殺総合対策大綱の見直しが行われるため、新たな指針が示された際にはそれに対応した活動ができるように情報収集、対応策の検討を行う。
 - (3) 自死遺族支援

当会の重要テーマである相続登記に関連して、自死遺族に関しては登記に留まらず総合的な支援が必要であり、その支援策について検討を行う。
 - (4) 依存症への対応

カジノ法案（統合型リゾート施設整備推進法案）に対する対策・研究を行う。
 - (5) 相談会への相談員派遣

自治体や保健所と連携し、各相談会へ相談員を派遣する。
2. 生活困窮者等への支援活動
 - (1) 福津市への相談員派遣

福津市との連携で相談会へ家計相談員を派遣する。

- (2) 年末相談会・生活保護電話相談会の開催
ここ数年開催している「年末相談会」を今年度も開催する。また、生活保護に関する研修会、電話相談会を開催する。
- (3) 生活保護申請同行支援の推進
経済的困窮者の救済支援事業を実施し、会員への助成を行う。

3. 更生保護施設入所者への支援

- (1) 更生保護施設での法律相談会
現在行っている湧金寮（北九州）での定期相談会を継続して行う。
- (2) 司法書士による更生サポートダイヤル
引き続き積極的に広報活動を行い利用状況の改善に努める。

4. その他

債務整理等に関わる中で、配偶者の暴力などの相談に応じることも散見されるため、DV被害救済に関する最低限必要な知識を習得するための研修会を実施する。

【ADRセンター運営委員会】

当センターは、平成22年に裁判外紛争解決手続（ADR）機関として法務大臣の認証を得て、市民のニーズに沿った紛争解決の一手段となるべく活動を継続している。

平成27年6月より利用料を郵送代の実費のみとし、手数料を無料として運用しているところ、この特例を平成31年3月31日まで延長して活動を行う。当会のADRセンターをより一層知ってもらい、さらなる利用促進を図ることを目標としたい。同時に、利用者のアンケート等をもとに当センターの適正な利用料について検討を重ねたい。また、対話促進型調停の実施、また専門的知見を活かして紛争の実情に即した迅速な対応と紛争当事者の満足感を得られる解決を図るために、今年度、以下のとおり事業を行う。

1. ADRセンターの運営

規則・規程に基づいて、誠実にかつ柔軟に紛争解決ができるよう運営を行っていく。また、県下全域どこでも、調停の開催希望に対応できるよう手続実施者の増加や調停開催場所の確保を目指す。

2. 広報の充実

- (1) 当センターを案内するチラシを各種団体・自治体等に配布する。
- (2) 各種団体・自治体等へチラシ等持参し、セミナーを行うなどADRの説明と広報を行う。
- (3) どのような事案がADRに向くかイメージしやすいように特定の事案に特化した広報を行う。今年度も昨年度から引き続き「不動産のトラブル」を中心に行う。
- (4) 広報用DVD、広報ツールを活用する。
- (5) 各種相談会において、当委員会の委員が参加してADRの利用を積極的に促す。

3. ADR研修会および事例検討会の開催

事案の増加に伴い、手続実施者の能力担保を目的とした研修会を多く開催する。例年通り2日間にわたる基礎研修会を開催し、手続実施者名簿登載者の増員を目指す。また、当センターが取り扱った事案について事例検討会を行い、事案についての検討考察により、

今後の紛争解決に活かしていく。多くの会員に手続実施者として当センターの運営に関わっていただけるよう、また相談者に当センターの利用を薦めていただけるように、魅力的で充実した研修会・事例検討会を開催する。

総合研究所

以下の各研究所において、会長諮問に従い、研究を行う。

全ての研究所において講師派遣に対応しているので、県・支部の研修会において、活用いただきたい。

【不動産登記研究会】

1. 法定相続情報証明の研究
法定相続情報証明制度についての申出スキーム運用ならびに不動産実務への対応を研究して、会員へ情報提供する。
2. 講師派遣
各所からの講師派遣要請に対応する。
3. 不動産登記関連業務の研究
新たな会長諮問が行われた場合の研究に対応する。

【民法改正研究会】

1. 改正成立を視野に年度内に会員向け研修の企画および研究の整理
これまでの研究成果を整理し、各所への研修対応のための企画を行う。
2. 講師派遣
各所からの講師派遣要請に対応する。
3. 市民向け講座の開催
債権法改正法案成立後、市民を対象とする法律講座を開催する。

【司法書士法研究会】

1. 職務上請求の運用改定への対応
今年度改定を予定されている職務上請求の運用につき、研究を行う。
2. 法定相続情報証明の研究
法定相続情報証明制度について、各士業関与の視点からの研究を行う。
3. 代書人制度の研究
司法書士と他士業との業際問題につき、歴史的視点からの研究を行う。
4. 講師派遣
各所からの講師派遣要請に対応する。

【憲法研究会】

1. 憲法の醸成
司法書士実務から見た憲法研究や違憲性の研究を行う。
2. 講師派遣
各所からの講師派遣要請に対応する。

【附帯業務研究会】

1. 財産管理業務の研究
昨年度に引き続き、遺産承継業務の研究を行う。
2. 法定相続情報証明の研究
遺産承継業務の実務から見た法定相続情報証明制度との関係について研究を行う。
3. 企業法務の研究
前各項の研究の後、必要に応じ附帯業務の観点から企業法務の研究を行う。
4. 講師派遣
各所からの講師派遣要請に対応する。

【相続法改正研究会（仮称）】（新設）

1. 改正内容の研究
政府検討の相続法改正の研究を行う。
2. 講師派遣
各所からの講師派遣要請に対応する。